

チップーシュレッダー等貸出申請書

(一財) 神戸農政公社 理事長 様

申請者 地域(団体)名 :
 代表者 住所
 氏名
 連絡先

【チップーシュレッダー等】貸出実施要綱を遵守し、下記のとおり貸出しを受けたいので申請します。

記

1. 実施要綱・留意事項を読みました。 (チェック無き申請書は受け付けできません)
2. 使用期間 自 令和 年 月 日 ()
 至 令和 年 月 日 () (日間)
3. 使用機材 (にチェックしてください)

(1) チップーシュレッダー

	1号機 <input type="checkbox"/>	2号機 <input type="checkbox"/>	3号機 <input type="checkbox"/>	4号機 <input type="checkbox"/>
機種(型番)	KCM140BL	KCM116BL	KDC-1303B	KDC-803B
貸出拠点	こうべアグリパーク (西区)	こうべアグリパーク (西区)	こうべアグリパーク (西区)	フルーツ・フラワーパーク(北区)
機体メーカー	共立	共立	カルイ	カルイ
重量 (軽トラ積載可否)	405 kg 不可	290 kg 可	401 kg 不可	316 kg 可
貸出返却場所	拠点で受渡 <input type="checkbox"/> 現地で受渡 <input type="checkbox"/>	拠点で受渡 <input type="checkbox"/> 現地で受渡 <input type="checkbox"/>	拠点で受渡 <input type="checkbox"/> 現地で受渡 <input type="checkbox"/>	拠点で受渡 <input type="checkbox"/> 現地で受渡 <input type="checkbox"/>
オペレーター 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	半日(3時間) <input type="checkbox"/> 1日(6時間) <input type="checkbox"/>	半日(3時間) <input type="checkbox"/> 1日(6時間) <input type="checkbox"/>	半日(3時間) <input type="checkbox"/> 1日(6時間) <input type="checkbox"/>	半日(3時間) <input type="checkbox"/> 1日(6時間) <input type="checkbox"/>

(2) 電動ノコギリ等伐採セット 使用数量をカッコ内にご記入ください

使用数量 () セット (伐採セットのみの場合は利用者が引取、返却)

セット内容 : 電動ノコギリ 1、ノコギリ替え刃 2、充電器 1、バッテリー 2、保護メガネ 3
 ヘルメット 3、防振手袋 1、竹用ノコギリ 2

4. 使用場所 神戸市 区 町 番地内

5. 使用目的

6. 使用面積 約 m²

7. 受渡し場所の希望 (にチェックしてください)

こうべアグリパークで受渡し (料金 5 千円) フルーツ・フラワーパークで受渡し (料金 5 千円) 現地で受渡し (料金 1 万円)

8. 使用責任者

氏名： 連絡先 (TEL)：

9. 主となるオペレーター (引取り者) 【 使用責任者と同じ】

氏名： 連絡先 (TEL)：

実施要綱

ホームページの貸出事業実施要綱をご覧ください。

留意事項

1. 貸付機械の借受け、稼働及び返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。
2. 事故、怪我については、一般財団法人神戸農政公社 (以下「公社」という。) は一切その責を負わない。
3. 借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務を持って管理する。
4. 最低 2 名以上の従事者で作業し、使用中の事故防止に万全に期すこと。
5. 使用状況を使用簿に整理するとともに、使用日毎の始業点検及び使用最終日には終業点検を行い、整備点検簿に整理する。
6. 借受けた機械を転貸できない。
7. 機械を使用目的及び使用場所以外で使用できない。
8. 機械等の貸付期間満了日までに所定の場所に返還すること。
9. 借り受けた機械を損傷し、滅失または損壊した時は、直ちにその内容と理由を公社に報告し、公社の指示に従うものとする。また、借受者は、使用上の不注意または故意の過失等により借り受けた機械を損傷し滅失または損壊した時は、相当の弁償をするかまたは現状に復するものとする。
10. 機械使用時には大きな音がしますので、近隣に十分配慮する。
11. 営利目的の方に貸し出すことはできない。(参考：造園業者等)
12. 貸出機器のご利用中の故障等について農政公社が加入している損害保険を適用した場合は、免責費用及び修理等の期間の代替え機費用の実費を負担するものとする。